

Title	護持院百姓門訴の判決 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.2 (1936. 2) ,p.249(95)- 258(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19360201-0095
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360201-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

約するに、議會の協賛を経て商務院を設立し、之れに國家收入に關する全部の管理權を委ね、而して法律、規定、遺言若しくは其の他の方法によつて相續せらるゝ總べての地所、地代、家屋、貨幣、財貨又は家財の價値の四十分の一 (ibid., p. 6)、賣却若しくは譲渡せられたる總べての地所、地代、家屋又は船舶、並びに公の競賣によつて賣却せられたる總べての他の家財の價格若しくは價値の四十分の一 (ibid., p. 7)、此の王國に於いて生産せられたる總べての製造品並びに鹽魚若しくは乾魚の價値の四十分の一 (ibid., p. 8)、元の僧正領の地所、地代及び所得、郵政廳、荒蕪地、及び王室の不定收入、並びに總べての罰金、沒收物及び料料 (ibid.)、訴訟によつて請求し得たる全金額、若しくは金錢以外の財貨の全價値の二十分の一 (ibid., p. 8)、總べての救貧的若しくは慈善的寄附 (ibid.)、國內に於いて消費せらるゝ總べての穀物の十分の一 (ibid.) 等は悉く其の管理の下に置かる可きである。商務院は國庫を支配し、國家の經費を管理す可きものである。而して斯くの如くして吸收せられた金額は何れも皆商業及び産業振興の爲めに使用せられる。先づ同院評議員の俸給として十分なる高を引き去つた後、同院は貧民を使傭し、懶惰を防止するが爲めにあらゆる資料及び原料を購入し、仕事場を建設し、國立穀庫を創立し、鑛山を改良し、鑛産物を増加し、漁業をしてジームズ一世治下の如き繁盛なる状態を恢復せしめ、道路、橋梁、港灣を修築し、貨幣の利子を減少せしめ、有害なる獨占を廢止し、秤量尺度を規制し、詐欺破産を處罰し、正直なる債務者を釋放し、總べての乞食及び浮浪の徒を逮捕し、關稅を改革して、甚しく衰頹の状態にある外國貿易を振興す可きものである。ニコルソン等は此の「提案」が無効に歸したと記してゐるが (Nicholson, op. cit., ed., 1901, p. 175)、固より其の全部が悉く採用せらるゝことは不可能であつたにしろ、當時の蘇國議會は廣く之れを採用せるの事實が存してゐる。

護持院百姓門訴の判決

(社會經濟史資料紹介)

野村 兼 太 郎

護國寺領、武藏國荏原郡蒲田村の百姓百人あまりが、江戸護持院へ檢見のことに關して門訴をなした。この事件の判決は文政五年四月廿七日に下つてゐるが、事件はその前年文政四年の秋頃であつた。強訴を百姓一揆の中へ加へることには多少の疑問もあるが、兎に角正規の手續を踏まずして、領主に徒黨を組んで請願することは重罪であるから、敢てこれを犯さんとするに至つたことは、少なくともその農村にとつて死活の問題であつたと見てよからう。

蒲田村、即ち北蒲田村は「新編武藏國風土記稿」卷之四十一(「大日本地誌大系」本第六卷二五八頁以下)に據れば、家康入國以來御料所であつて、正保の頃は伊奈半十郎支配であつたが、元祿年中に江戸大塚護國寺に寄附されたものであると云ふ。

騒動の原因はその年旱損が甚しかつたので檢見を願つたところ、領主から取締役を命ぜられてゐた齋藤豊治郎事宇右衛門なる者が檢見もせず不當の處置をしたことから起つたのである。しかし後に掲ぐる判決申渡書に依つて

推察し得られるやうに、この齋藤豊治郎なる者が平常から百姓に對して不遜であり、壓迫的であつたことが、常々百姓達の不平となつてゐたやうである。

元來この豊治郎事宇右衛門は同じく護國寺領の蒲田新宿村の名主武兵衛の次男であつた。蒲田新宿村は元來蒲田村の一部をなしたもので、前掲「新篇武藏國風土記稿」には次ぎの如く記してある。

「蒲田新宿村は、もと今の北蒲田の地を合せて二村なり、其頃はすべて蒲田村と唱へしに、いつの頃よりか分ちて二村とす、それより北蒲田、蒲田新宿と唱へを分てり、それも正保の頃は已に二村に分ちしこと、國圖等にも見えなければ、それよりは古き世のことなり、新宿と云はもとそれ字なり、相傳ふ今の北蒲田の内小名古町田と云所に、人家並びたりしに、より町と唱へしに、其人家當村の地へうつり住しによりて、新宿の名おこり、町と宿とは大低意も近ければ、新宿といはすしてたまたま新宿と唱へしなるべし、然るに蒲田新宿といへば、二村のごとく聞ゆる故、明らかに分てるため後又蒲田の二字を省けりと云、」

この書に依れば蒲田新宿村と云はずに、單に新宿村と稱したやうにも思はれるが、それは單に通俗にさう云つたのみで、實際は蒲田新宿村が正しい稱呼であつたのであらう。同書は文化七年に稿を起し、文政八年に完成したものであるが、文政九年の今問題とせる文書には一ヶ所も新宿村と記せるところはない。何れも蒲田の二字を冠してゐる。恐らく同書の調査誤りであらう。序でに附記して置く。

蒲田新宿村の名主の次男に生れた彼は同國宮内村の百姓に入婿となり、宇右衛門と改名した。ところがその際實家の人別帳から名前を除かず、豊治郎の名を残して置いた。そして間もなく名主役を繼いだ兄の新五郎が病身であつたので、兄に代つて豊治郎事宇右衛門が萬事取行なつてゐた。兄新五郎が隱居し、その子久太郎事武兵衛が名主

見習となつた後も、彼が萬事やつてゐた。しかし單なる名主の後見では他の百姓に對して威權が示されないので、地頭へ願つて取締役となり、又苗字帶刀を許されたと稱し、齋藤豊治郎と名乗つてゐたのである。

彼が代官その他に取入つて種々不正のことをなしてゐたことは、次ぎに紹介する文書の中にも現れてゐるが、當時この程度の不正行爲はかなりあつたのではなからうか。豊治郎の場合には門訴のやうなことを惹起したために暴露したが、人別帳を取繕つたり、權威を得んがために苗字を濫稱したり、(この場合の如きは實際は内許を得てゐたのかも知れない)、これ等の行爲は屢々行はれたものであつたと思はれる。

上述のやうな事情が兼々百姓達の反感を買つてゐた。又蒲田新宿村は北蒲田村から見れば出村のやうなものである。その出村の名主の次男が、假令取締役であるとは云へ、本村の者を壓迫するのに對し憤慨せざるを得なかつたのであらう。終に村内の八幡の境内に至り、神前の太鼓や鰐口を敲いて村民を集め、終に江戸へ門訴する相談に及んだものである。この八幡社は今の蕨田神社と呼ばれるものであらう。かくて前述の如く多數の百姓が個々に江戸に出て、護持院の門前に集合し強訴したものである。事件は寺領に關するものであるから、寺社奉行の掛りで、當時の奉行水野左近將監に依つて、次ぎの如き判決を受けたのである。しかし事件の發頭人であつた北蒲田村の百姓長治郎が中追放、齋藤豊治郎は江戸構ひ、その他關係者何れも所罰されてゐるが、肝心の免租のことは如何解決したのか一向に記されてゐない。これでは事件の結末が明瞭にならぬが、恐らく地頭の方で多少の減免を認めたのであらう。裁許の文書全文は次ぎの如くである。

「差上申一札之事

護國寺領武州蒲田村之もの共、檢見願之儀ニ付、護持院江門訴致し一件當

御奉行所差出ニ相成、再應御吟味之上、左之通被仰渡、
一長治郎儀早損ニ付、定免通年貢相納、檢見之儀村役人を以相願ひ處、兼而地頭取締役申付置、齋藤豐治郎事、
宇右衛門、村役人立會下見致、上、年貢米之内百俵引方、又外ニ七拾俵貸米ニ可致、檢見ニ容易ニ難相成段、
地頭役人申渡、由村役人共申聞、檢見も不致、右躰之引方ニ而難澁ニ申渡、地頭に直訴可致旨發言致シ、市左
衛門、久七、又右衛門申合、村内八幡境内に罷越、村方之ものを共を呼寄、神前之太鼓、又鰯口を敲、
の儀有之、其場に集、其門訴可致旨重立相勸メ、村役人共差留、不取用、江戸表に罷出、護持院門前
に、大勢相詰、段不届ニ付、申追放被仰付、

但御構場所徘徊致間舖、

一市左衛門、久七、又右衛門儀、早損ニ付、檢見之儀相願ひ處、取締役齋藤豐治郎事、宇右衛門、下見致、上、年貢米
之内、百俵引方、又外ニ七拾俵貸米ニ可致、檢見ハ容易ニ難相成段、地頭役人申渡、由、村役人共申聞、檢見
も不致、右躰之引方ニ而難澁ニ申渡、地頭に直訴可致旨長治郎申勸、同意致、同一同村内八幡境内に罷越、
村内之ものを呼集、神前之太鼓、鰯口を敲、其場に集、其門訴可致段、長治郎俱ニ申勸、
村役人差留、不取用、江戸表に罷出、護持院門前に大勢相詰、段不届ニ付、三人共手鎖被仰付、
一北蒲田村百姓九拾八人儀、早損ニ付、檢見相願ひ而、地頭ニおゐて聞濟無之、難澁之由ニ付、長治郎、久七、市
左衛門、又右衛門等申合、百姓共を村内八幡境内に呼集、神前太鼓、鰯口を敲、其場に集、其門訴可致、
門訴可致旨申勸、檢見無之、而難澁ニ申渡、村役人とも差留、不取用、江戸表に罷出、護持院門前に相詰
段不届ニ付、九拾八人に過料錢三拾貫文被仰付、

一佐七郎、三右衛門、七郎兵衛、源左衛門、善六、治右衛門、源兵衛、早損ニ付、檢見之儀相願、取締役齋藤豐治
郎事、宇右衛門下見致、節立會、上、檢地帳、名寄帳等、突合取調可申處、年來定免村ニ而、檢見之仕方不案
内之儀、殊ニ差掛、事事故、凡ニ取調、豐治郎事、宇右衛門申聞、及見、趣を以、反別等相違之帳面を仕
立差出、段、等閑之至、其上定免村ニ容易ニ檢見ハ難成、年貢米之内百俵引方、又外ニ七拾俵貸米ニ可致旨、
地頭役人申渡、其段小前百姓共申聞、而難澁之由申立、上、如何様ニ申渡、取斗方も可有之處、地頭ニ而
右躰申渡、上、致方無之旨申聞、既ニ百姓長治郎重立、村方八幡境内に集、神前之太鼓、鰯口を敲、其場に
之、村役人差留、不取用、江戸表に罷出、護持院門前に大勢相詰、仕義ニ相成、段、旁不届ニ付、佐七郎、
過料錢五貫文、三右衛門、七郎兵衛、源左衛門、同三貫文、被仰付、善六、治右衛門、源兵衛ハ急度御叱リ
被置、

一豐治郎事、宇右衛門儀、護國寺領武州蒲田新宿村名主武兵衛次男ニ而、先年同國宮内村藤右衛門離縁跡、入夫ニ相
成、宇右衛門名を改、百姓相續致、上、其節實家之人別、可相除所、間も無く兄新五郎名主役ニ相成、病身
ニ付、同人代ニ相成、内外世話致、上、蒲田新宿村人別ニ而、豐治郎と書加へ置、其外介抱人之名目ニ而、村方之
取用も不宜、往々苗字帶刀も可致旨、甥久太郎事、武兵衛名主見習ニ相成、後、万事豐治郎心添致、故人に相
應之役、義申付、兄新五郎も願出取調、同人にも申聞、ハ乍申、右願書を地頭に差出、取締役ニ相成、
後、苗字帶刀之儀をも品能申立、聞濟有之、上、齋藤豐治郎と名乗、帶刀致、蒲田新宿村之ものを共ニハ甥武兵衛
一同を相手取可及出訴趣及承リ、御料所百姓ニ而、寺領之取締役相勸、帶刀致、儀及露顯、而申譯無之、上、代
官鈴木徳右衛門に内ニ申談、取締役ニ相成、以來、地頭役所に納置、人別帳に、當時宮内村住居之趣書入致置、

地頭吟味之節品能申立、或も護國寺領之もの共檢見願ひニ付、下見致し様、地頭を申付ハ、念入可取調處、蒲田新宿村庄五郎其外之もの共所持之田方内見之節、爲立合も不致故見落有之趣申立ハ次第ニも相成、既ニ北蒲田村早損場之儀も、反別等相違之帳面取調差出ハ上、更ニ見落ハとの申分ハ難立、等閑之取斗、旁不届ニ付、江戸拂被仰渡ハ、

但御構場所徘徊致間敷旨被仰渡ハ

一新五郎儀、親武兵衛名主役之節、弟豐治郎事宇右衛門を同國宮内村藤右衛門離縁跡に入夫ニ差遣ハ上、其節實家之人別も可相除處、間も無く新五郎名主役ニ相成、病身ニ付、内外共ニ弟ニ爲任置ハ連、蒲田新宿村人別帳ニも書加ヘ置、武兵衛倅久太郎事武兵衛名主見習と相成ハ後、万端豐治郎事宇右衛門ニ爲任置ハ連、同人に相應之役申付ハ様、新五郎之願書も宇右衛門取調、地頭に差出ハを差留も不致、既ニ地頭を取締役申付ハ義、尙又品能申立、新五郎連名之願書差出、兩人とも苗字帶刀被差免ハ連、宇右衛門ハ齋藤豐治郎名乗帶刀致、新五郎ハ其後間も無く隱居致、帶刀ハ不致旨申立ハ得共、右始末不埒ニ付、過料錢五貫文被仰付ハ、

一蒲田新宿村年寄共儀、先名主新五郎弟豐治郎事宇右衛門、宮内村藤右衛門離縁跡に入夫ニ相成ハ後、引續實家之人別に加置ハ段ハ、前々村役人之取斗ニ而不相辨、實家之儀ニ付内外世話致ハ儀々心得ハ得、新五郎ハ願上、取締役ニ相成、苗字帶刀被差免ハを、如何之義共不心付罷在、且田方早損ニ付、豐治郎ニ下見致ハ様、地頭を申付、一同立會之上ハ、同人並名主武兵衛を兼而相手取及出入ハの共、田方も有之儀ニ付、地主をも爲立會可申處、無其心付も、豐治郎事宇右衛門任取斗置ハ段、不念之至、旁不埒ニ付、一同急度御叱リ被置ハ、

一宮内村名主年寄共儀、村内百姓豐治郎事宇右衛門ハ護國寺領同國蒲田新宿村先名主新五郎弟ニ而、先年村内藤右

衛門離縁跡ハ、入夫ニ相成ハものニハ處、實家之人別帳に書加ハ置、其上地頭に品能申立、宇右衛門儀取締役ニ相成、苗字帶刀被差免、齋藤豐治郎名乗ハを不存罷在ハ段、ふ念ニ付名主ハ急度御叱リ、年寄共ハ御叱リ被置ハ、

一鐵五郎、彦兵衛義、年貢引方之儀ニ付、ふ束之儀申立、差越願等致ハ段も不埒ニ付、急度も可被仰付處、心得違之趣相辨、地頭に差出置ハ願書下ケ之儀相願ハ間、御宥免を以、御咎之御沙汰ニ不被及段被仰渡ハ、

一友右衛門外五人之もの共ハ不埒之筋も無之無御構旨被仰渡ハ、

一蒲田新宿村名主武兵衛儀ハ御吟味中、病死致ハ間、其旨可存段仰渡ハ、

右被仰渡之趣一同承知奉畏ハ、且過料錢之儀も三日之内、當

御奉行所可相納旨被仰渡、是又承知奉畏ハ、若相背ハハ、重科可被仰付ハ、仍而御請證文差上申處如件、

護國寺領

武州荏原郡北蒲田村

百姓長治郎

文政五年四月廿七日

市左衛門

久七

又右衛門

百姓九拾八人惣代

護持院百姓門訴の判決

善 左衛門
戸 右衛門

名主治郎右衛門幼年ニ付

後 見 佐 七郎

年寄七郎兵衛源左衛門

右兩人代兼 三 右衛門

百姓代善 六、治右衛門

右兩人代兼 源 兵衛

同 領

同州蒲田新宿村

名主久太郎事武兵衛親新五郎親類

百姓代

喜右衛門弟 平 藏

年寄喜兵衛、要藏、治郎右衛門、武左衛門

右惣代 喜 兵衛

同村百姓代惣五郎

要 藏

百姓兵左衛門、友右衛門、藤右衛門、茂右衛門

右惣代 友 右衛門

同村百姓代又右衛門悻

鐵 五郎

百姓 彦 兵衛

中村八太夫御代官所

同國橋樹郡宮内村

百姓豐治郎事

宇 右衛門

同村名主年寄惣代

名 主 明 平

寺社御奉行所

中村八太夫御代官所

武州橋樹郡宮内村

百姓豐治郎事

宇 右衛門

御構之場所

品川 木戸内

深川 入口

本所 同断

千住 同断

江戸町掛リ

橘樹郡 宮内村

武藏國 荏原郡 蒲田新宿村

蒲田村

右に御構之場所住居致るから須もの也

文政五年四月廿七日

左

中近 八丈

右に寺社御奉行 水野左近將監様御懸リニ而、去己ノ秋々出入御吟味ニ相成、當午四月廿七日御裁許ニ相成ゆ」

(昭和十一年一月十八日稿)

發明の社會學

藤林 敬

私が此處に紹介しやうとするものは「發明の社會學」と題せられる左の一小著作である。

S. C. Gillian; The Sociology of Invention, An essay in the social causes of technic invention and some of its social results; especially as demonstrated in the history of the ship. A companion volume to the same author's Inventing the Ship. Folett Publishing Co., Chicago, 1935, xiii+185 pp.

本書は發明の社會學、従つて技術の社會學的研究であると見做さるべきものであり、著者のこの科學的企圖は、發明従つて技術的進歩が單に自然科學と産業上の實踐に於ける發達に因る許りではなく、社會的諸要因と社會的諸制度に因由するものであり、またそれは單に經濟的な方面許りではなく、廣く社會的諸結果を齎すものであると云ふ見解に基礎づけられてゐる。短言すれば、その謂ふ社會學的研究とは技術的進歩の社會的諸原因と諸結果とを明かにするにある。しかも著者の自負する所に依れば、この發明の原因と結果とに關する社會的諸方面の關心は一般的であり、従つて既に發明の社會學に關する要求が存してゐたと見られるにも拘らず、「未だ何れの國に於いても